



相続セミナー&相続登記相談会 開催します



令和6年4月1日から相続登記の申請が「義務化」されました。これに伴い、秋田地方法務局及び秋田県司法書士会では、相続遺言セミナー及び相続登記相談会を開催します。

秋田市

日時 令和7年12月6日(土)

午後1時～午後3時30分

会場 【秋田市役所本庁舎3階中央市民サービスセンター】

秋田市山王一丁目1番1号

3階 洋室4 (事前予約: 定員50名) (参加費: 無料)

【講演会】財産の相続・贈与と税金について

講師: 石田宗義 (秋田南税務署税務広報広聴官)

【講演会】今から備える相続対策～相続登記・遺言～

講師: 司法書士高橋諭 (秋田県司法書士会)

【説明会】相続登記義務化・遺言書保管制度について

説明者: 法務局職員

午後1時～午後3時30分

3階 洋室2・3 (事前予約: 先着20名)

【秋田県司法書士会主催】

【相談会】相続登記無料相談会: 司法書士

■予約(申込み)方法

- 1 予約受付期間 11月10日(月)から開催日の前日まで
午前9時から午後5時まで ※定員に達し次第締め切ります。

2 申込事項

- ① 参加する会場
- ② 「相続セミナー」と「相続登記相談会」の別
- ③ 氏名(2名以上で参加される場合は、代表者の氏名)
- ④ 参加人数
- ⑤ お住まいの市町村
- ⑥ 連絡先電話番号(2名以上で参加される場合は、代表者の連絡先)

3 申込先

(1) 電話でのお申込み

【秋田市】秋田地方法務局総務課 018-862-1124

お電話の際に、上記2の「申込事項」をお知らせください。

お知らせいただいた後、予約番号をお伝えします。これで予約完了となります。

(2) メールでのお申込み

【メールアドレス】

soumu01_akita_moj_bal@moj.go.jp

相続セミナー希望の方は、件名に「セミナー申込み」と、相続登記相談会希望の方は、件名に「相談会申込み」と、それぞれ記載し、その上で、本文に上記2の「申込事項」を記載して送信してください。

また、相談会は1組30分の時間枠(午後1時～午後1時30分まで、以後30分刻みです。)とさせていただきますので、空き時間についてはお問い合わせください。

メールでのお申込みでは、メール本文に日中連絡が取れる「電話番号」をご記入いただくと、スムーズな対応が可能です。

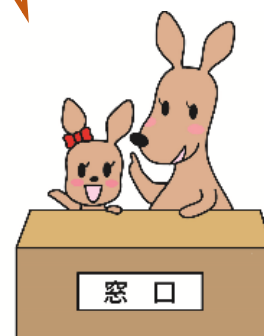
返信メール又は電話による予約番号のご連絡をもって予約完了となります。

※先着順となりますので、定員に達していた場合にはその旨ご連絡いたします。

■お問合せ先

秋田地方法務局総務課 018-862-1124

開催時間など会場の詳しい内容については下のチラシを見てね!



相続セミナー & 相続登記無料相談会



秋田地方法務局イメージキャラクター
「こまちトウキツネ」

相続登記が義務化されました!!

日時

令和7年12月6日(土)

13:00～15:30

会場

秋田市役所本庁舎 3 階
(秋田市山王一丁目 1 番 1 号)

定員

50名 (事前予約制)

参加費
無料

イベントの詳細は



こちらへ

講演会・説明会 3階 洋室4

- | | | |
|----------------------|--------|-------------------------------|
| ①財産の相続・贈与と税金について | 13:00～ | 講師
石田 宗義
(秋田南税務署税務広報聴官) |
| ②今から備える相続対策～相続登記・遺言～ | 13:50～ | 講師
司法書士 高橋 諭
(秋田県司法書士会) |
| ③相続登記義務化・遺言書保管制度 | 14:40～ | 説明者
法務局職員
(秋田地方法務局) |

無料相談会 3階 洋室2・3

秋田県司法書士会主催
相続登記に関する無料相談会
(事前予約制：先着20名)

13:00～15:30

※秋田県司法書士会の活動はこちら → 秋田県司法書士会ホームページ



お問合せ・お申込み
秋田地方法務局総務課

TEL 018-862-1124
メール soumu01_akita_moj_bal@moj.go.jp

主催 秋田地方法務局 秋田県司法書士会

法務局から不動産登記に関する大切なお知らせです。

●相続登記が令和6年4月から義務化されました。

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。また、令和6年4月1日以前に発生した相続についても、相続登記がされていないものは令和9年3月31日までに相続登記の申請をしなければなりません。

●住所等変更登記が令和8年4月から義務化されます。

不動産の所有者は、住所や氏名・名称に変更があったときは、変更の日から2年以内に住所等変更登記の申請をしなければなりません。また、令和8年4月1日以前に住所等を変更した場合であっても、変更登記がされていないものは、令和10年3月31日までに住所等変更登記の申請をしなければなりません。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.htm



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

登記の手続等についてのお問合せ（予約制）

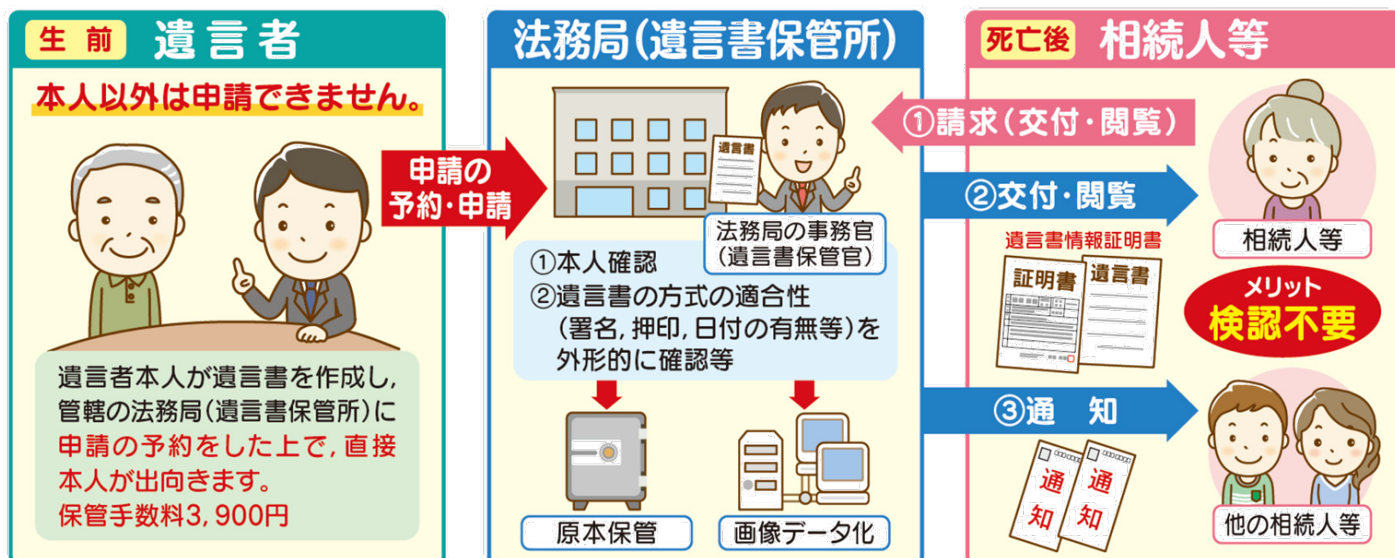
秋田地方法務局登記部門 ☎018-862-1174

あなたの遺言書、法務局が守ります！

法務局では“自筆証書遺言証書保管制度”を実施しています。

制度の概要

自筆証書遺言書を作成した本人が法務局（本局・支局）に遺言書の保管を申請することができる制度です。保管制度を利用すると遺言者だけでなく相続人や受遺者等にもメリットがあります。



●遺言書保管制度に関する詳しいお問合せは最寄りの法務局へ

本局（供託課） ☎018-862-1171 大館支局 ☎0186-42-6514
能代支局 ☎0185-54-4111 大曲支局 ☎0187-63-2100
本荘支局 ☎0184-22-1200